

**水道検針にご協力下さい**

水道料金を算出するための検針は、1・3・5・7・9・11月の年6回行っています。

今回、7月の検針として、検針員が訪問しますので、能率的に検針できるよう、次の点についてご協力をお願いします。

◎メーターボックスの上に物を置かないようにしてください。

◎犬は出入口やメーターボックスから離してつないでおいでください。

◎水道料金は、基本料金と水量料からなっています。

◎基本料金は、使用水量にかかわらずいただく料金で、水量料金は使用水量に応じていただく料金です。

納期限は、現金払いは奇数月の月末、口座振替の場合は、奇数月の25日です。

7月は27日(月)です。

**便利な口座振替制度**

金融機関で口座振替の申し込みをしていただきますと、ご指定の預金口座から自動的に水道料金を支払う制度です。

各取扱金融機関へ、金融機関届出印鑑と通帳を持参してお申し込みください。

**【取扱金融機関】**

- 東邦銀行、福島さくら農協
- 大東銀行、福島銀行、郡山信用金庫、東北労働金庫各本店、郵便局

**量水器(水道メーター)の交換をします**

計量法により設置から8年を経過した量水器(水道メーター)は新品と交換することになっております。

今年度に該当する量水器については、次の公認業者がお宅へうかがい交換作業を行いますので、ご協力をお願いします。

止水栓が無い場合など、設置の状況によりメーターの交換ができなかったお宅には、後日、担当よりご連絡させていただきます。

**施工公認業者**

- (有)橋本設備・本田設備工業(株)・(有)柳沼設備・吉村管工所・神設備・(株)三立設備

**交換手数料 無料**

※業者が料金を請求することはありません。

**▼問**

- 三春町企業局
- 水道・宅造グループ
- ☎62・2500

**上下水道等料金の支払猶予(先延ばし)システム**

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少している場合など、一時的に支払いが困難になった方について、申請により最長4か月支払を猶予します。

**○必要なもの 印鑑**

**○対応時間**

8時30分～17時15分(平日のみ)

**▼問**

- 三春町企業局
- ☎62・2500

**井戸水の水質検査をしませんか**

町では、井戸水・引き水を利用しているみなさんが、衛生的で安全な飲料水を飲用できるように、水質検査のあつせんをしています。

**○検査項目**

検査項目	一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素、亜硝酸態窒素、イオウ、臭気、色度、濁度、pH値、臭気、味、臭気、色度、濁度
検査料(税込)	7,000円

**○申込方法**

役場窓口へ備え付けの申込書により、お申し込みください。また、町のホームページで申込用紙をダウンロードすることができますので、必要事項を記入のうえ、郵送による申込みも可能です。

なお、電話での申し込みはできませんのでご注意ください。

**○検査方法**

申込みいただくと、町から検査機関名及び採水日を文書にてご連絡いたします。

検査機関がご自宅を訪問して蛇口などから採水し、検査結果がわかりしだい、検査機関より直接報告されます。

なお、検査料金のお支払いは、採水時に直接検査機関にお支払

**いくください。○放射性物質検査について**

現在、県が飲用井戸水の放射性物質検査を行っており、町で検体を取りまとして県に依頼します。事前に左記担当までご相談ください。

※上水道の給水区域以外の地域などで使用している井戸が枯れるなどして、新たに井戸を掘り直す場合に、町は工事費の一部を補助金として交付しています。補助金の交付には要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

**▼問**

- 住民課 生活環境グループ
- ☎62・2147

**生ごみの水切りにご協力ください**

可燃ごみのうち、1割から2割が生ごみとされており、生ごみのうち8割が水分と言われています。

生ごみの水切りを行うことで、ごみの減量化を図ることができます。「悪臭の防止」「ごみ焼却施設での作業効率の上昇」「エネルギー費用の節約」などのメリットが生まれます。

生ごみの水切りについて、みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

**効果的な水切りの方法(例)**

1. 生ごみを水にぬらさない
2. 野菜の皮や調理くずなど

は、三角コーナーや排水口内の水切りかごに入れないで、新聞紙などの上にしばらく置いて、乾かしてから出しましょう。

2. しぼって乾かす  
お茶がらやティーバッグは水気をしぼり、乾かしてから出しましょう。

3. 出す前にもうひとしぼり  
ビニール袋の下の両端をはさみで切り、生ごみを入れまます。たまった水分を「ギュッと」としぼってから出しましょう。

**令和2年度消費生活無料法律相談**

県では多重債務問題や契約トラブルなど様々な消費生活相談に対応するため、法律の専門家による相談を予定しています。

○県中地方振興局での無料法律相談

- 1 相談日 7月14日(火)  
(弁護士)
- 2 相談時間 13時～17時  
(二人あたり30分)
- 3 相談方法 電話相談
- 4 会場 郡山合同庁舎南分庁舎(郡山市麓山1-1-1)
- 5 予約先 事前の予約が必要です。相談日の1週間前までに御連絡ください。

**▼問**

- 県中地方振興局
- ☎024・935・1295